

第5章 資源循環型社会の構築

第1節 第二次えひめ循環型社会推進計画

1 計画策定の趣旨

20世紀における「大量生産、大量消費、大量廃棄」の一方通行型経済システムは、廃棄物最終処分場の残余容量の逼迫を招くとともに、環境破壊や資源の枯渇といった問題を深刻化させてきた。

このため、県では、廃棄物の減量・リサイクルや適正処理を進めることにより、資源の有効活用と環境負荷の低減を図り、本県独自の循環型社会を構築することを目的として、平成12年3月に「えひめ循環型社会推進計画」（計画期間；平成12～16年度）を策定し、計画に基づく各種施策を推進してきた。

さらに、同計画の期間満了に伴い、よりレベルの高い循環型社会に向かうための“戦略プログラム”として、平成17年3月に「第二次えひめ循環型社会推進計画」を策定し、引き続き幅広い施策の展開に努めることとした。

2 計画の目標年次

平成22年度（西暦2010年度）

3 基本方針

第1 発生抑制（Reduce）

製品設計における配慮、製造工程の見直し、過剰包装の抑制、製品の長寿命化、修理・修繕、性能・機能の向上の促進などによって、発生する不用物の量を抑制

第2 再使用（Reuse）

製品・部品のリユース、容器の繰り返し利用などによって、発生する廃棄物の量を抑制

第3 再資源化（Recycle）

使用済み製品や生産に伴う副産物として排出されたものを、原材料又はエネルギーとして利用し、最終処分量を削減

第4 適正処理（Proper Disposal）

廃棄物の処理に伴う環境への影響を最小限に抑制するとともに、不法投棄を根絶

4 計画の目標

(1) 廃棄物の減量化・リサイクル

一般廃棄物

項目	平成15年度（速報値）	平成22年度目標
年間排出量	60万5千トン	53万8千トン
一人1日当たり排出量	1,101グラム	1,018グラム
リサイクル率	15.1%	22.0%
年間最終処分量	10万4千トン	8万5千トン

産業廃棄物

数値目標は、次期「愛媛県廃棄物処理計画」において設定する。

(2) グリーン購入の推進

すべての市町が組織的にグリーン購入を実施するとともに、県内事業所においても、積極的にグリーン購入を実施するよう努める。

5 各主体の果たすべき役割

(1) 県民 = 循環型社会をかたちづくる主役

- ・ごみを出さないライフスタイルの実践
- ・グリーン製品・サービスの選択
- ・分別回収や拠点回収など、リサイクルシステムへの積極的な協力
- ・環境教育、環境保全活動への参加・協力

(2) NPO = 県民・企業等の環境保全活動のつなぎ手

- ・3R（Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再資源化）の推進や県民のライフスタイル見直し支援
- ・環境教育・環境学習や啓発活動の実践

(3) 事業者 = 環境への配慮、排出者責任・拡大生産者責任を踏まえた事業活動

- ・廃棄物を出さない事業活動の実践
- ・リサイクルに配慮した製品の製造・販売
- ・廃棄物再資源化の推進
- ・グリーン購入、グリーン調達の実践
- ・自ら排出した廃棄物の適正処理の実施
- ・環境報告書などによる消費者への情報提供

(4) 行政 = 各主体の取組み支援、コーディネーター

- ・情報の提供、普及啓発の推進
- ・グリーン購入や環境管理システムの導入などの率先垂範
- ・循環型社会構築のための計画の策定
- ・不適正処理に対する監視・規制の強化
- ・廃棄物処理施設など公共的施設の整備

6 施策の方向と重点施策

(1) 環境意識の高揚

- ・小学生を対象とした実践講座の開催
- ・実践活動事例やアイデアの募集・顕彰
- ・消費者の意識・行動の転換誘導
- ・「えひめの循環型社会づくり」ホームページの充実

(2) 多様なリサイクルシステムの定着促進

- ・エコ・コミュニティの創出

- ・旅館・ホテル等から出る生ごみの回収・利用システムの整備
- ・農業用廃プラスチックのリサイクル推進
- ・分別収集基準や有料化のあり方の研究
- ・市町村合併を踏まえた減量化・リサイクルの推進

(3) 環境ビジネス支援制度の拡充

- ・資源循環利用を促進するための交流会の設置
- ・えひめエコランド構想の推進
- ・広域連携によるリサイクル事業の推進
- ・資源循環優良モデル認定制度の充実
- ・製紙汚泥の有効利用の推進
- ・バイオマス利活用の推進
- ・試験研究機関における研究開発及び相談・支援
- ・廃棄物の発生抑制に関する技術開発の支援
- ・環境報告書の作成支援

(4) 環境優先行政の実践

- ・県・市町における環境配慮活動の促進
- ・環境配慮型イベント開催指針の作成
- ・環境配慮型事業所等の優先活用

7 推進体制と評価システム

「えひめ循環型社会推進会議」を活用し、県内各界各層の実践活動の活発化及び普及・定着に努めるとともに、「えひめ循環型社会推進計画評価委員会」において進行管理と評価を行う。

第2節 愛媛県廃棄物処理計画

1 計画策定の趣旨

経済の発展や産業構造の変化に伴う生産・消費活動の拡大やライフスタイルの多様化により、近年の廃棄物処理は、排出量の高水準での推移、最終処分場の立地難、ダイオキシン類に代表される有害化学物質への不安、不法投棄の増大など様々な問題を抱えている。

県においても、ごみ排出量の増大、適正な処理施設の確保難は深刻な問題となっており、総合的かつ計画的な施策の推進を図ることが求められている。

このような状況のもとで、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の5第1項の規定に基づき、「愛媛県廃棄物処理計画」を策定した。

なお、本計画の対象期間は、平成13年度から平成17年度までの5箇年間とし、平成17年度を計画目標年度としている。

2 廃棄物の減量及び処理に関する基本方針と目標

(1) 廃棄物の減量及び処理に関する基本方針

本県の廃棄物処理における主な課題は

- ・排出量の増加傾向
- ・規制強化に対するダイオキシン類対策
- ・不法投棄等の不適正処理の増加傾向
- ・産業廃棄物最終処分場の残容量不足 となっている。

このため、本県の廃棄物の減量及び処理に関する基本方針を、国の基本方針を踏まえて、次のように定めた。

【基本方針】

排出抑制、再使用、再生利用、熱回収の促進

「えひめ循環型社会推進計画」の基本理念に即し、発生抑制（リデュース）を廃棄物処理における最も優先する政策目標として掲げ、それでも廃棄物として排出されたものについては再使用（リユース）、再生利用（マテリアルリサイクル）、熱回収（サーマルリサイクル）の順にできるだけ循環的な利用を促進する。

適正処理の確保と不適正処理の防止

発生・排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、残された廃棄物についてはそのものの安全化と環境への負荷の低減を確保して適正に処理することを基本とするとともに、不適正処理の防止を図る。

適正な処理施設の確保

循環型社会の構築と不適正処理の増大への緊急措置として、中期的には適正な処理施設の確保とシステムの整備を優先的に進める。特に、産業廃棄物処理体制の確保に当たっては、廃棄物処理センターの活用により、民間による施設整備を補完する。

情報公開と相互理解の推進

県民の環境と廃棄物に対する不安感を伴った関心の高まりに対して、情報公開を一層進め、県民の理解と科学的な知見に基づく認識を深めていくことに積極的に取り組む。

(2) 減量化目標

一般廃棄物（ごみ）の減量化目標

本県の平成11年度における一般廃棄物（ごみ）排出量は 624千 t であり、年々増加傾向にある。また、再生利用率は年々増加傾向にあるが、平成11年度は約12%で平成9年度と同様であり、足踏み状態にある。さらに、最終処分量は減少傾向にあるが、最終処分場の確保が益々困難になっていることから、最終処分量を一層削減する必要がある。

こうした課題に対処するため、廃棄物処理法に基づく国の基本方針の目標年度である平成22年度を見通して、本県の平成17年度における一般廃棄物（ごみ）の減量化目標値を表1-5-4のとおり定めた。

表1-5-4 一般廃棄物（ごみ）減量化目標値 (千 t / 年)

	平成9年度	平成11年度	平成17年度	平成22年度
排出量	599	624	572	554
再生利用量	70	78	114	133
	12%	12%	20%	24%
中間処理による減量	394	442	373	350
	67%	71%	65%	63%
最終処分量	128	106	83	70
	21%	17%	15%	13%

注 「排出量」は集団回収量を含んでいないため、合計は一致しない。

県民1人1日当たりでは (g / 人・日)

	平成9年度	平成11年度	平成17年度	平成22年度
排出量	1,073	1,123	1,066	1,061
再生利用量	126	141	212	254
	12%	12%	20%	24%
中間処理による減量	707	796	695	671
	67%	71%	65%	63%
最終処分量	230	191	155	134
	21%	17%	15%	13%

現状のままでは... (千 t / 年)

		平成9年度	平成11年度	平成17年度	平成22年度
排出量	千 t / 年	599	624	635	637
	g / 人・日	1,073	1,123	1,184	1,221
再生利用量	千 t / 年	70	78	92	93
	g / 人・日	126	141	171	178
	割合	12%	13%	15%	15%
中間処理による減量	千 t / 年	394	442	436	438
	g / 人・日	707	796	813	839
	割合	68%	72%	70%	70%
最終処分量	千 t / 年	128	106	106	105
	g / 人・日	230	191	197	202
	割合	22%	17%	17%	17%

注 「排出量」は集団回収量を含んでいないため、合計は一致しない。

産業廃棄物の減量化目標

本県の平成11年度における産業廃棄物排出量は9,676千tであり、平成9年度と比較すると49千t増加している。また、再生利用率は年々増加傾向にあり、平成11年度は26.6%である。さらに、最終処分量は1,276千tで減少傾向にあるが、最終処分場の確保がますます困難になっていることから、最終処分量を一層削減する必要がある。

こうした課題に対処するため、廃棄物処理法に基づく国の基本方針の目標年度である平成22年度を見通して、国の目標値を基本に「えひめ循環型社会推進計画」で掲げた計画目標を比較考慮のうえ、本県の平成17年度における産業廃棄物の減量化目標値を表1-5-5のとおり定めた。

表1-5-5 産業廃棄物減量化目標値 (千t/年)

	平成9年度	平成11年度	平成17年度	平成22年度
排出量	9,627	9,676	9,192	9,147
再生利用率	2,326	2,576	3,364	3,622
	24.2%	26.6%	36.6%	39.6%
中間処理による減量	5,724	5,763	5,039	4,824
	59.5%	59.6%	54.8%	52.7%
最終処分量	1,527	1,276	775	687
	15.9%	13.2%	8.4%	7.5%

注 その他量を記載していないので、排出量と個々の計とが一致していない。

現状のままでは... (千t/年)

	平成9年度	平成11年度	平成17年度	平成22年度
排出量	9,627	9,676	10,113	10,435
再生利用率	2,326	2,576	2,776	2,919
	24.2%	26.6%	28.1%	28.0%
中間処理による減量	5,724	5,763	5,961	6,111
	59.5%	59.6%	58.9%	58.6%
最終処分量	1,527	1,276	1,316	1,342
	15.9%	13.2%	13.0%	12.9%

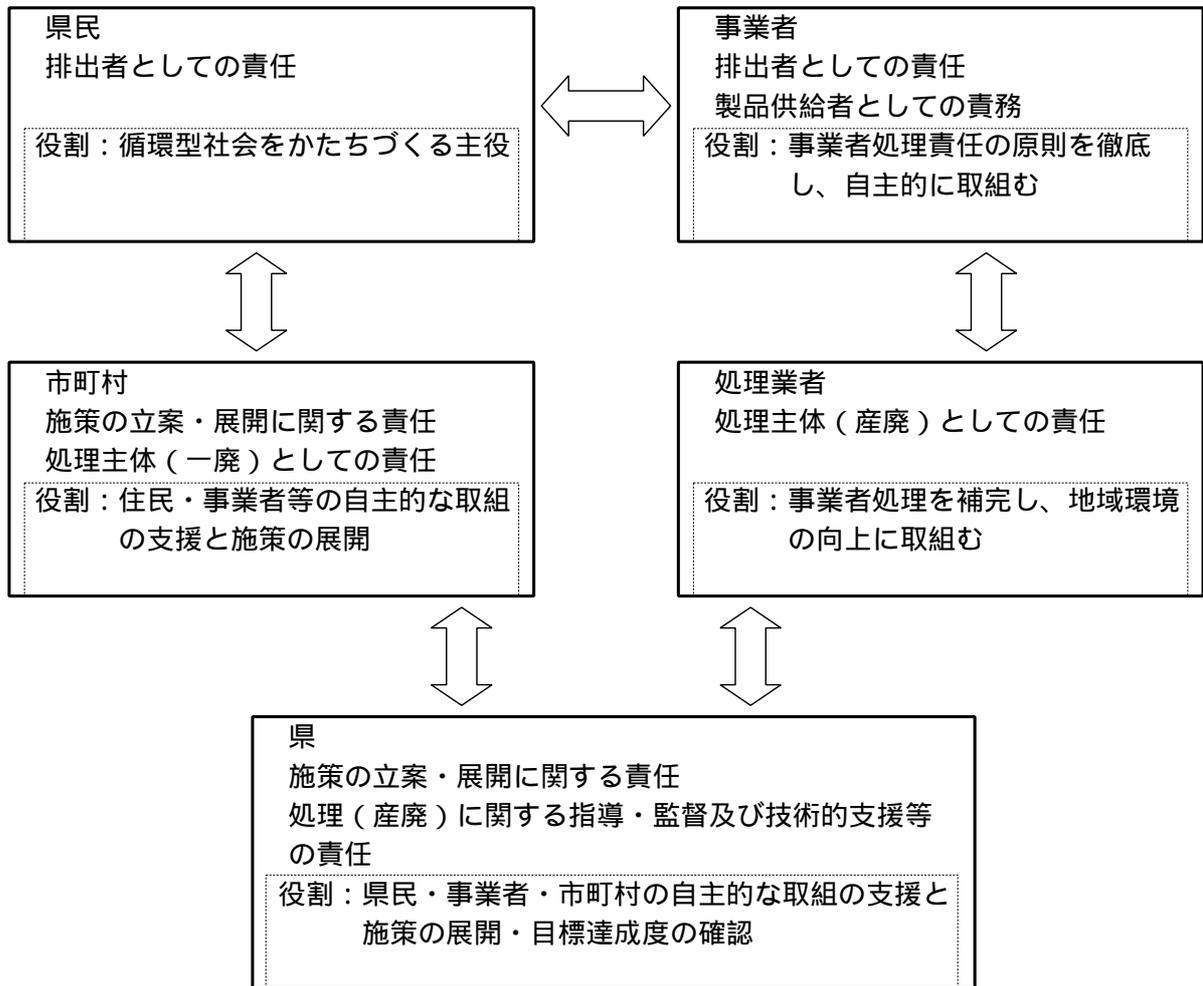
注 その他量を記載していないので、排出量と個々の計とが一致していない。

愛媛県と国の目標の比較 (9年度に対する22年度)

		愛媛県	国
一般廃棄物 (ごみ)	排出量	約8%削減	約8%削減
	再生利用率	約12%から約24%に増加	約11%から約24%に増加
	最終処分量	おおむね半分	おおむね半分
産業廃棄物	排出量	約5%削減	約12%増加
	再生利用率	約24%から約40%に増加	約41%から約47%に増加
	最終処分量	約55%削減	おおむね半分

3 計画推進に向けた関係者の責務と役割分担

県民、事業者、処理業者及び行政は、それぞれの役割を認識し、減量化目標と施策の達成に努める必要がある。



県 民

- ・ごみを出さないライフスタイルの実践
- ・再生品やリサイクルしやすい製品の優先的な購入・使用
- ・分別収集などリサイクルシステムへの積極的な協力
- ・廃棄物処理に関する正しい理解
- ・行政施策への協力

事 業 者

- ・廃棄物を出さない事業活動
- ・発生抑制・リサイクルに配慮した製品の製造・販売
- ・廃棄物再資源化の促進
- ・グリーン購入・調達の実践
- ・自ら排出した廃棄物の適正処理の実施

- ・ マニフェスト使用の徹底
- ・ 処理施設の安定的確保
- ・ 行政施策への協力

処理業者

- ・ 適正な契約、適正処理の遂行
- ・ 処理施設の安定的確保と維持管理の徹底
- ・ 処理体制の整備及び組織の強化
- ・ 減量化・リサイクルの推進
- ・ 計画的な事業経営
- ・ 行政施策への協力

市 町

- ・ 情報の提供、普及啓発の推進
- ・ 住民、事業者による取組を支援するための仕組みづくり
- ・ グリーン購入・調達を含めたりサイクル促進のための取組の実践
- ・ 一般廃棄物と産業廃棄物のあわせ処理の検討
- ・ 公共事業等に係る廃棄物の適正処理の推進
- ・ 不法投棄防止対策
- ・ 事業者及び処理業者に対する指導・助言
- ・ 県の行政施策への協力
- ・ 住民への啓発

県

- ・ 処理計画の策定と推進
- ・ 情報の提供、普及啓発の推進
- ・ 住民、事業者による取組を支援するための仕組みづくり
- ・ 事業者及び処理業者に対する指導
- ・ グリーン購入・調達を含めたりサイクル促進のための率先行動
- ・ 不適正処理に対する監視・規制の強化
- ・ 公共関与による処理事業の推進
- ・ 情報公開と普及啓発
- ・ 事業者及び処理業者の資質の向上
- ・ 公的融資制度の活用
- ・ 公共事業に係る産業廃棄物の適正処理の推進
- ・ ごみ処理広域化の支援

4 廃棄物の減量及び適正処理を推進するための主要施策

基本方針に沿って、以下のような主要施策を実施する。

(1) 排出抑制、再使用、再生利用、熱回収の促進

- ・環境教育の充実・情報公開などにより、環境意識の普及啓発を行うとともに、処理有料化等の導入によりごみの発生・排出抑制を図る。
- ・モデル事業を推進し、施策の手法や効果について研究を進める。
- ・容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法を活用したリサイクルの推進に努める。
- ・事業者自身による排出抑制や再生利用を推進する。
- ・製造段階における廃棄物の削減について、技術導入や研究開発を推進する。
- ・必要施設を広域的に整備し、熱回収や廃棄物燃料製造など、廃棄物の持つエネルギーを新エネルギーとして、有効に活用することを推進する。

(2) 適正処理の確保と不適正処理の防止

- ・一般廃棄物については広域化計画を積極的に推進し、高度な処理施設によりダイオキシン類をはじめとする有害物質の削減や処理の効率化による処理経費の削減を目指す。
- ・産業廃棄物については、優良な産業廃棄物処理業者についての情報提供や育成に力を入れるとともに、ダイオキシン類削減やPCBの適正保管等についての監視指導体制を強化する。

(3) 適正な処理施設の確保

- ・特に産業廃棄物については、民間施設整備を促進し、優良な民間施設に対する融資制度を充実する。
- ・民間による産業廃棄物処理施設を補完するものとして、公共関与による産業廃棄物処理事業を推進する。

(4) 情報公開と相互理解の推進

- ・県民や事業者にごみ排出抑制・リサイクルの手法、取組状況、効果等についての情報が伝わりやすくなるよう、情報誌やインターネットを利用した情報公開の推進に努める。
- ・一般廃棄物・産業廃棄物の処理の情報を積極的に公開し、県民の不安を解消するよう努める。また、事業者による環境報告書の作成や情報の公開を支援する。